

65歳以上の運転免許自主返納者に 生活路線バス回数乗車券を交付します

市では、高齢者の交通事故防止を目的とし、
また運転免許自主返納後における移動手段
の支援として、申請者に生活路線バス回数
乗車券 4,000 円分を交付します。

【お問合せ先】

足利市役所
生活環境部 市民生活課
Tel 0284-20-2186（直通）
Fax 0284-21-7266
E-mail seikatsu@city.ashikaga.lg.jp

申請受付

令和5（2023）年4月1日（土）から
令和6（2024）年3月31日（日）まで
市民生活課（市本庁舎 1 階）で受付を行います。（土日祝除く）

対象者 以下の条件を満たした方が対象者となります。

- ① 運転免許を自主返納した 65 歳以上の方（※返納から 1 年以内）
 - ② 足利市住民基本台帳に記載され、市内に居住している方
 - ③ 市税に滞納がない方
- ※ 自らが生活路線バスに乗車することが条件となります。
※ 過去に回数乗車券の交付を受けた方は除きます。



申請書類 運転免許返納後に申請してください。

- ① 補助金交付申請書兼請求書（申請書に②の書類を添付してください。）
- ② 申請による運転免許の取消通知書の写し

回数乗車券 4,000 円分

※ 回数乗車券は、申請月の翌月中旬にご自宅に郵送させていただきます。

詳しくは市民生活課（Tel:20-2186）にお問合せいただくか、
市ホームページでご確認ください。

